

第 35 回総会 令和 5 年 4 月 28 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、4 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

局 長 また、相続届出 4 件、使用貸借合意解約 5 件、賃貸借合意解約 11 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 5 年度第 35 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。年度初めでありますので農業委員会憲章の朗読をお願いしております。13 番〇〇委員に朗読をお願いしたいと思います。他の委員の方も後に続いて斉唱をお願いします。

(委員会憲章朗読)

会 長 本日は、農業委員 14 名 推進委員 15 名、合計 29 名の出席であります。本日の議案件数であります。5 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。11 番 〇〇委員、 20 番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 199 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 199 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 2 件であります。

1 番を説明します。受人：有吉町の〇〇、渡人：中妻の〇〇、〇〇、申請地：白馬町<sup>しらうまちょう</sup> 〇〇番、登記・現況ともに田、面積 613 m<sup>2</sup>、申請事由：駐車場、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、事業用の露天駐車場であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 今回は、18 番〇〇委員と私（4 番〇〇委員）が会長の命を受けまして、4 月 19 日午前 9 時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、鎌田局長、清係長同行のもと、農地法第 5 条 2 件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

18 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の白馬町で、〇〇の南側、国道沿いにあります。詳細については配付済みの地図を参照してください。申請人、〇〇さんが〇〇、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、駐車場を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は〇〇、西側は国道、南側は〇〇の駐車場、北側は〇〇となっています。雨水は、自然浸透と敷地に若干系傾斜をつけて西側国道の側溝に流します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、南側にブロックを設置、その他は現状のままで問題ないとのことです。転用する土地の周辺関係者等の同意はこれから得るとのことです。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここでは事務局の補足説明をお願いします。

事務局 申請地の売買金額は 700 万円となっております。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

23 番 周辺にはこれから同意を得るとのことですが、調査員は問題ないと判断したのでしょうか。

18 番 周辺にはほとんど家がないため、同意を得ることに問題ないのではと判断しました。

議 長 ほかにありませんか。

（委員なし）

議 長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：荒武の〇〇、渡人：妻<sup>つまちょう</sup>町の〇〇、申請地：大字鹿野田字  
〇〇番外11筆、登記・現況ともに畑、面積6,974㎡、申請事由：オートキャンプ場の  
整備、権利の内容：賃貸借契約、主な内容は、オートキャンプ施設14区画等の設置で  
あります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 1番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇より南へ500mほど進  
んだところにある農地です。詳細については配付済みの地図を参照してください。申  
請人、〇〇が〇〇さんから賃貸借により借り受けて、オートキャンプ場を建設するた  
めに申請されたものです。周囲は、東側は畑、西側は宅地・雑種地、南側は畑、北側  
は畑となっています。雨水は、自然浸透と西側の申請人所有の雑種地を経て県道側溝  
へ流します。生活排水については、別途、雑種地にトイレ、シャワー室、洗い場を設  
置し、既設の建物の浄化槽を活用し対応します。転用に伴う土砂の周辺への流出等  
については、敷地の周囲に道をつくり舗装することで対応するとのことです。また、現  
況のまま、キャンプ場として使用しますので問題ないと判断しました。転用する土地  
の周辺関係者等の同意は得ているとのことです。この申請地は、農地のつながりが10  
ha未満の第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまの  
ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 申請地の賃借料は年間10万円です。申請地はオートキャンプ場のみとし、別途、雑  
種地にトイレ、シャワー室、洗い場等を設置するとのことです。

議 長 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

11 番 オートキャンプ場は 14 区画とのことですが、既存の浄化槽を利用したトイレ、シャワー室等で対応可能なのですか。

事務局 シャワー室が 2、トイレ室が 4、洗い場と調理台等を完備した 54 m<sup>2</sup>の建物を新設し、既存の建物と併用で対応するとのこと。

議 長 ほかにありませんか。

8 番 本件は農用地利用対策審議会での説明内容と違っているような気がします。その際は、既存の建物にトイレ等を設置すると聞いたのですが、違うのでしょうか。

4 番 私が聞いたところでは、既存の建物の横にトイレ等の施設を新設するということでした。

事務局 既存の建物にもトイレ等を設置するかということにつきましては、農用地利用対策審議会にも確認したいと思います。申請としては、トイレ等は新設するとのこと。

議 長 ほかにありませんか。

(委員なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 200 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。  
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 200 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3～5 ページの通り、申請件数は 8 件であります。

尚、農地法第 3 条における下限面積（別段面積）についてですが、「農業経営基盤強

化促進法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）」により、農地法の一部が改正され、農地取得時における「下限面積要件」は、令和 5 年 4 月 1 日から撤廃されました。これに伴い西都市で設定している、「農地法第 3 条における下限面積 50 アール、東米良地区に関しては 10 アール、空き家に付属した農地に限定した農地については、原則 1a、但し、1a 未満の農地も農業委員会が認めた場合対象とする」という要件も廃止となります。したがって、本議案より、申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字 南方字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 390 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

31 番 1 番を説明します。申請地は〇〇を穂北地区に向かって進み、〇〇のある交差点を左折して 200m 程進んだ右側の農地です。受人の〇〇さんは 30～40 頭の繁殖牛経営です。農機具等もすべてそろっており、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は 10 a 当たり 5 万円です。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：宮崎市清武町の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番4、登記・現況ともに畑、面積449㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 2番を説明します。申請地は調殿の〇〇の南側にある農地です。申請地近くの受人所有の農地が昨年の台風で水没しており、高い場所の農地を買い求めたいとのことで今回の申請になったということです。農機具等もすべてそろっており、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は10a当たり10万円です。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：大阪府茨木市の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番2、登記・現況ともに畑、面積657㎡、権利の内容：贈与による所

有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

3 番 3番を説明します。申請地は三財の〇〇公民館の南側の農地です。〇〇さんから〇〇さんへの贈与です。農機具等もすべてそろっており、何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。  
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。  
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積1,818㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 4番を説明します。申請地は〇〇の南側の農地です。受人の〇〇さんが柚子を植える予定である農地の隣接地である今回の申請地にも柚子を植えたいということでの売買となりました。農機具等もすべてそろっており、何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は10a当たり30万円です。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：児湯郡木城町の〇〇、渡人：児湯郡木城町の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番16、登記・現況ともに畑、面積4,752㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 5番を説明します。申請地は県道西都・都農線を木城方面に向かい、〇〇へ向かう左折する道路を通り過ぎて300mほど進んだ左側の農地です。渡人である〇〇からの贈与です。〇〇さんは木城町の〇〇農家でありますので、知り合いの〇〇農家に確認したところ、農機具等もすべてそろっており耕作されているということで、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番1他2筆、登記・現況ともに田及び畑、面積4,581㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 6番を説明します。今回の申請は、受人の〇〇さんが、渡人の宮崎市木花の〇〇さんから依頼を受けての売買です。農地の場所は都於郡の〇〇集落になります。お手元の地図を参照してください。渡人の兄が〇〇で農業をしていましたが2年前に亡くなり、相続を受けたものの管理が困難ということで今回の売買となりました。受人は〇〇、〇〇、〇〇の経営で農機具等もすべてそろっており、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は3筆で31万円です。

議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に7番の説明をお願いします。

局 長 7番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇

○番、登記・現況ともに畑及び田 11 筆、登記：田、現況：畑 1 筆、面積 11,771 m<sup>2</sup>、  
権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18 番 7番を説明します。農地の場所は三納の○○集落になります。お手元の地図を参照  
してください。渡人の○○さんが高齢になり息子である受人の○○さんへ生前贈与す  
るための申請です。農機具等もすべてそろっており、問題ないと判断しました。皆さ  
まのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。  
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に8番の説明をお願いします。

局 長 8番を説明します。受人：山田の○○、渡人：山田の○○、申請地：大字山田字○  
○番1他13筆、登記・現況ともに田及び畑13筆、登記：原野、現況・畑1筆、面積  
10,366 m<sup>2</sup>、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 農地の場所は都於郡の○○集落になります。お手元の地図を参照してください。渡  
人の○○さんが高齢になり、息子である受人の○○さんへ贈与するための申請です。  
受人はハウスキュウリやスイートコーンを栽培されており、農機具等もすべてそろっ

ていることから、何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました8番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。  
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。  
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第201号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第201号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による承認につきまして説明します。令和5年4月1日より経営基盤強化促進法が改正され、第19条において農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)を定め利用権の設定等を促進していくこととなりましたが、附則第5条により「施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができる」とされていることから、本議案はこの附則の適用により承認を得て、農用地利用集積計画の公告を行うものです。まず、議案書6~9ページの所有権移転分8件を説明させていただきます。

1番 受人:妻の〇〇、渡人:調殿の〇〇、申請地:大字穂北字〇〇番他1筆、登記・現況ともに田、面積4,718㎡です。

2番 受人:妻の〇〇、渡人:茶臼原の〇〇、申請地:大字穂北字〇〇番、登記・現

況ともに田、面積 1,723 m<sup>2</sup>です。

3番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,251 m<sup>2</sup>です。

4番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,296 m<sup>2</sup>です。

5番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに畑、面積 1,650 m<sup>2</sup>です。

6番 受人：右松の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 2 他 3 筆、登記・現況ともに畑、面積 4,478 m<sup>2</sup>です。

7番 受人：穂北の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,999 m<sup>2</sup>です。

8番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 841 m<sup>2</sup>です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合していません。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 5 年 5 月 8 日を予定しております。

議長 それでは、1 番から 8 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に、議案書 10～11 ページの賃借権設定分 3 件を申請番号順に説明させていただきます。

1 番 受人：三宅の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 5,814 m<sup>2</sup>、令和 5 年 7 月から 1 年間の使用貸借権の新規設定です。

2 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 1,413 m<sup>2</sup>、令和 5 年 5 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

3 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 960 m<sup>2</sup>、令和 5 年 5 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 5 年 5 月 8 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番から 3 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 202 号農用地利用集積等促進計画の承認について（出し手・機構間契約）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 202 号農用地利用集積等促進計画の承認について（出し手・機構間契約）について説明します。本議案は経営基盤強化促進法と農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、市町村が定める「農用地利用集積計画」と農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」が統合し「農用地利用集積等促進計画」に一本化されたことによるものです。よって、従来は出し手と機構間の集積計画のみ審議しておりましたが、今回より機構と受け手間の審議もしていただくこととなります。議案としましては、出し手と機構、機構と受け手で 2 件の別々の案件となります。議案書 13～21 ページの通り 26 件申請がなされています。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,163 m<sup>2</sup>、令和 5 年 6 月から 2 年 7 ヶ月間の賃貸借権の設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、次の議案第 203 号と併せ県が一括して行うこととなっております。

議長 それでは、1 番から 26 番までのうち 11 番については、私、16 番〇〇が渡人となる事案であり、農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、11 番を除く案件について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 それでは、11 番については、会長代理と議長を交代し退席します。

(議長交代)

議 長 それでは、11 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(議長交代)

議 長 議案第 203 号農用地利用集積等促進計画の承認について（機構・受け手間契約）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 203 号農用地利用集積等促進計画の承認について（機構・受け手契約）について説明します。先ほどお話ししましたとおり、本議案は「機構と受け手」の審議になります。ただし、先ほどご審議いただいた「出し手と機構」の案件と全てが一致するものではありません。例えば、「出し手と機構」は 10 年契約であるが、「機構と受け手」は 5 年契約である場合は「機構と受け手」の契約のみの設定が発生することがあ

るためです。議案書 21～42 ページの通り 38 件申請がなされています。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,615 m<sup>2</sup>、令和 5 年 6 月から 2 年 8 ヶ月間の賃貸借権の設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、前の議案第 202 号と併せ県が一括して行うこととなっております。

議長 それでは、1 番から 38 番までの案件について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

25 番 渡人で認知症の方がいると思うんですが、この場合代理人等は立てなくてよいのでしょうか。

事務局 この議案に関しては農地中間管理機構から提出のあった契約についてお諮りしているため、契約の有効性については機構に確認したいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 30 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

11 番 \_\_\_\_\_

20 番 \_\_\_\_\_